

**第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項**

**1 整備ゾーンと保全の方向性**

1-1 ゾーニング

(1) ゾーン区分

海岸保全施設の整備に当たっては、第1章でまとめた海岸保全の方向性に従い計画するものであるが、複雑な地形の丹後沿岸において、複数の海岸管理者が多く箇所で整備を行うことになるため、地域としての連続性や統一性を損なわないよう、地形条件を中心に社会経済条件や生活文化圏、行政区界などによって海岸をいくつかのゾーンに区分し、ゾーンごとに大まかな指針を定めることとする（図2-1-1）。

■ゾーン区分の検討項目

- 自然条件：海岸および背後の地形、流入河川等
- 社会経済条件：背後地の土地利用、港湾・漁港などの利用形態等
- 生活文化圏：通勤、通学、買物などのいわゆる生活圏等



丹後沿岸の大部分が典型的なリアス式海岸であり、湾・岬・河川・背後の尾根や谷などによりエリアを作る。このエリアが主要因となり行政区界、経済圏、生活圏などを形成していく。

海を利用する産業など、社会経済条件によってもいくつかのエリアをつくる。

生活文化圏は、交通ルートや手段によりエリアを形成する。陸上交通が発達していなかった昔は、海上交通などを利用し図のようなエリアを形成していたと考えられる。

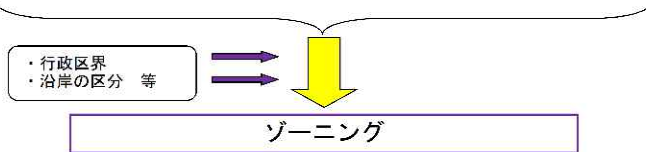


図2-1-1 ゾーニング区分の検討

**第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項**

**1 整備ゾーンと保全の方向性**

1-1 ゾーニング

(1) ゾーン区分

海岸保全施設の整備に当たっては、第1章でまとめた海岸保全の方向性に従い計画するものであるが、複雑な地形の丹後沿岸において、複数の海岸管理者が多く箇所で整備を行うことになるため、地域としての連続性や統一性を損なわないよう、地形条件を中心に社会経済条件や生活文化圏、行政区界等によって海岸をいくつかのゾーンに区分し、ゾーンごとに大まかな指針を定めることとする（図2-1-1）。

■ゾーン区分の検討項目

- 自然条件：海岸および背後の地形、流入河川等
- 社会経済条件：背後地の土地利用、港湾・漁港等利用形態等
- 生活文化圏：通勤、通学、買物等いわゆる生活圏等



丹後沿岸の大部分が典型的なリアス式海岸であり、湾・岬・河川・背後の尾根や谷等によりエリアを作る。このエリアが主要因となり行政区界、経済圏、生活圏などを形成していく。

海を利用する産業等、社会経済条件によってもいくつかのエリアをつくる。

生活文化圏は、交通ルートや手段によりエリアを形成する。陸上交通が発達していなかった昔は、海上交通等を利用し図のようなエリアを形成していたと考えられる。

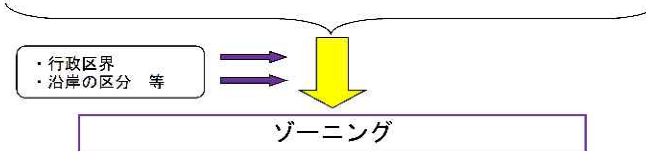


図2-1-1 ゾーニング区分の検討

(2) ゾーニング図

ゾーン設定の考え方

- ・ 経ヶ岬を挟んで地形が大きく変化し波浪の状況が大きく異なる（自然条件）
- ・ 海を利用する産業では丹後半島西側は漁業中心、東側は観光中心（社会経済条件）
- ・ 過去からの地域交流圏は経ヶ岬の西側と東側に大別できる（生活文化圏）

以上より経ヶ岬を境にして大きく2つのゾーン「A：若狭湾ゾーン」と「B：山陰海岸ゾーン」に区分し、また地域の特徴を考慮することにより丹後沿岸を図2-1-2のようにゾーニングする。

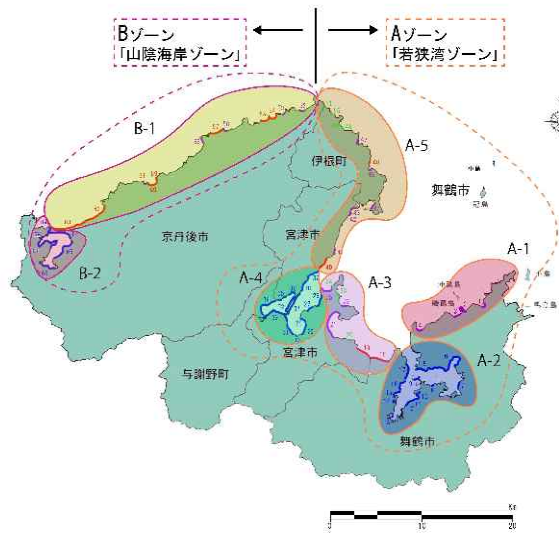


図 2-1-2 ゾーニング

(2) ゾーニング図

ゾーン設定の考え方

- ・ 経ヶ岬を挟んで地形が大きく変化し波浪の状況が大きく異なる（自然条件）
- ・ 海を利用する産業では丹後半島西側は漁業中心、東側は観光中心（社会経済条件）
- ・ 過去からの地域交流圏は経ヶ岬の西側と東側に大別できる（生活文化圏）

以上より経ヶ岬を境にして大きく2つのゾーン「A：若狭湾ゾーン」と「B：山陰海岸ゾーン」に区分し、また地域の特徴を考慮することにより丹後沿岸を図2-1-2のようにゾーニングする。

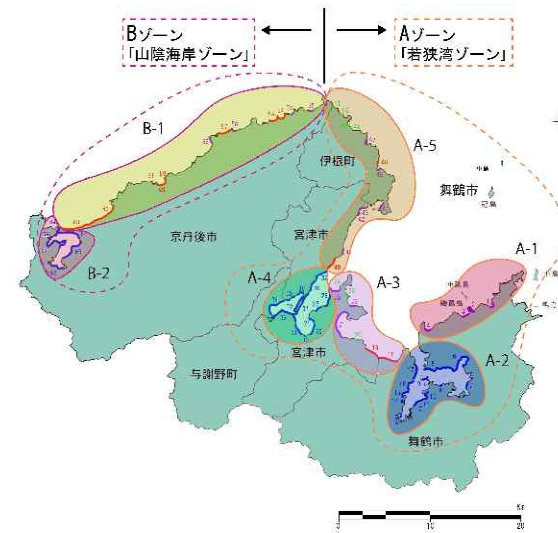




図 2-1-2 ゾーニング

頁	変更後	頁	変更前	変更理由
56	<p>(3) 各ゾーンの整備方針 設定した各ゾーンについて、概要・特徴、海岸保全施設の整備に関する考え方を示す。</p> <p><b>Aゾーン(若狭湾ゾーン)</b></p> <p><b>A-1:大浦ゾーン</b> 半島と入り江が続き、ポケット的に砂浜と漁村が点在する。豊かな漁場であるとともに、良好な景観を有する海水浴場があるゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 ・背後地の漁村や集落などを守るため、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した津波や高潮・高波、侵食に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策も組み合わせながら、海岸保全対策を進める。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・若狭湾国定公園に指定されており、希少な動植物の生育場の保全に努める。 ・漁業などの生活利用に配慮し、海水浴場や釣り公園などの海洋レクリエーション機能の向上を図る。</p> <p><b>A-2:舞鶴湾ゾーン</b> 湾内に幾つもの浮島が点在し、その眺望は近畿百景第1位である。また、海軍ゆかりの地として多数の面影を残す建造物など、古くから発達している港町ゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 ・古くから整備が進められてきたゾーンであり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・背後地の舞鶴赤れんがパークなどや優れた環境の適切な維持・保全に努める。 ・交流の拠点となる港湾機能の強化を図る。 ・港湾機能との調和を図り、湾形状の自然環境を活かした利用の促進を図る。</p> <p style="text-align: center;">56</p>	56	<p>(3) 各ゾーンの整備方針 設定した各ゾーンについて、概要・特徴、海岸保全施設の整備に関する考え方を示す。</p> <p><b>Aゾーン(若狭湾ゾーン)</b></p> <p><b>A-1:大浦ゾーン</b> 半島と入り江が続き、ポケット的に砂浜と漁村が点在する。豊かな漁場であるとともに、良好な景観を有する海水浴場があるゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 ・背後地の漁村や集落等を守るため、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した津波や高潮・高波、侵食に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策も組み合わせながら、海岸保全対策を進める。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・若狭湾国定公園に指定されており、希少な動植物の生育場の保全に努める。 ・漁業等の生活利用に配慮し、海水浴場や釣り公園等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。</p> <p><b>A-2:舞鶴湾ゾーン</b> 湾内に幾つもの浮島が点在し、その眺望は近畿百景第1位である。また、海軍ゆかりの地として多数の面影を残す建造物等、古くから発達している港町ゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 ・古くから整備が進められてきたゾーンであり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波等に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策等と組み合わせながら、海岸保全対策を進める。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・背後地の舞鶴赤れんがパーク等や優れた環境の適切な維持・保全に努める。 ・交流の拠点となる港湾機能の強化を図る。 ・港湾機能との調和を図り、湾形状の自然環境を活かした利用の促進を図る。</p> <p style="text-align: center;">56</p>	

頁	変更後	頁	変更前	変更理由
57	57	57	57	
	<p><b>A-3:由良・栗田ゾーン</b> 由良川の河口に位置し、美しい砂浜と松林があり、安寿と厨子王伝説の舞台となったゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 ・侵食が進んでいる海岸については、潜堤(人工リーフ) などによる砂浜の保全を図る。 ・砂浜地形などの自然特性を踏まえ、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・海岸環境を損なうゴミや漂着物問題について、官民一体となって対策を進める。 ・漁業、海水浴利用などがあることから、各地域に合った海岸保全施設を検討する。</p> <p><b>A-4:宮津湾ゾーン</b> 日本を代表する観光資源（天橋立）を有する。丹後地域を牽引する交流拠点ゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 ・天橋立を中心とする宮津湾周辺は、海岸保全施設の整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・天橋立と調和した優れた海岸景観の保全を図る。 ・観光地としての海岸利用の促進を図り、整備の強化に努める。</p> <p><b>A-5:宮津・伊根ゾーン</b> 日本を代表する観光資源（伊根の舟屋）を有する。定置網漁を中心とした漁業の生活文化を今に残すノスタルジアあふれるゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 ・背後に漁村が密集する地域があり、人命や資産を守るため、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を推進する。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている伊根の舟屋などの貴重な建造物の保全に努める。 ・漁業、海水浴利用などがあることから、各地域に合った海岸保全施設を十分検討する。</p> <p style="text-align: center;">57</p>	<p><b>A-3:由良・栗田ゾーン</b> 由良川の河口に位置し、美しい砂浜と松林があり、安寿と厨子王伝説の舞台となったゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 ・侵食が進んでいる海岸については、潜堤(人工リーフ) 等による砂浜の保全を図る。 ・砂浜地形等の自然特性を踏まえ、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波等に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策等と組み合わせながら、海岸保全対策を進める。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・海岸環境を損なうゴミや漂着物問題について、官民一体となって対策を進める。 ・漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設を検討する。</p> <p><b>A-4:宮津湾ゾーン</b> 日本を代表する観光資源（天橋立）を有する。丹後地域を牽引する交流拠点ゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 ・天橋立を中心とする宮津湾周辺は、海岸保全施設の整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波等に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策等と組み合わせながら、海岸保全対策を進める。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・天橋立と調和した優れた海岸景観の保全を図る。 ・観光地としての海岸利用の促進を図り、整備の強化に努める。</p> <p><b>A-5:宮津・伊根ゾーン</b> 日本を代表する観光資源（伊根の舟屋）を有する。定置網漁を中心とした漁業の生活文化を今に残すノスタルジアあふれるゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 ・背後に漁村が密集する地域があり、人命や資産を守るため、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波等に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策等と組み合わせながら、海岸保全対策を推進する。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている伊根の舟屋等の貴重な建造物の保全に努める。 ・漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設を十分検討する。</p> <p style="text-align: center;">57</p>		

頁	変更後	頁	変更前	変更理由
58	<div data-bbox="226 245 439 272" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Bゾーン(山陰海岸ゾーン)</div> <div data-bbox="226 304 376 328" style="background-color: #90EE90; padding: 2px;"><b>B-1:京丹後ゾーン</b></div> <div data-bbox="226 333 934 411" style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">丹後半島のほぼ先端に位置し、立岩、屏風岩、丹後松島など、岩礁の織りなす絶景と、ポケットビーチや広大な砂浜が存在する美しい自然海岸である。自然豊かな地形が特徴的なゾーンである。</div> <div data-bbox="226 427 313 451" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"><b>〈 防護 〉</b></div> <div data-bbox="226 450 934 568" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季風浪による侵食の傾向が見られる海岸については、離岸堤や潜堤（人工リーフ）など、海岸保全施設により対策を行う。</li> <li>・砂浜地形などの自然特性を踏まえ、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。</li> </ul> </div> <div data-bbox="226 592 477 617" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"><b>〈 環境/景観・親水/利用 〉</b></div> <div data-bbox="226 616 934 710" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園や山陰海岸ジオパークに認定されており、貴重な地形や自然環境、動植物などの保全・回復に努める。</li> <li>・自然環境に配慮しつつ、海水浴場やキャンプ場などの海洋レクリエーション機能の向上を図る。トウテイランなどの希少な海浜植物などの保全に努める。</li> </ul> </div> <div data-bbox="226 794 394 818" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"><b>B-2:久美浜湾ゾーン</b></div> <div data-bbox="226 823 934 874" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;">白砂青松の小天橋を中心に美しい浜が点在する。また、久美浜湾内はカキの養殖が盛んであり、入り組んだ地形が織りなす美しい景観が形成されているゾーンである。</div> <div data-bbox="226 888 313 912" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"><b>〈 防護 〉</b></div> <div data-bbox="226 911 934 981" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的古くから施設整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波などに対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。</li> </ul> </div> <div data-bbox="226 1007 477 1031" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"><b>〈 環境/景観・親水/利用 〉</b></div> <div data-bbox="226 1029 934 1077" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるような護岸整備を推進し、エリア全体の繋りの向上を図る。</li> </ul> </div>	58	<div data-bbox="1178 245 1391 272" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Bゾーン(山陰海岸ゾーン)</div> <div data-bbox="1178 304 1328 328" style="background-color: #90EE90; padding: 2px;"><b>B-1:京丹後ゾーン</b></div> <div data-bbox="1178 333 1886 411" style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">丹後半島のほぼ先端に位置し、立岩、屏風岩、丹後松島等、岩礁の織りなす絶景と、ポケットビーチや広大な砂浜が存在する美しい自然海岸である。自然豊かな地形が特徴的なゾーンである。</div> <div data-bbox="1178 427 1265 451" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"><b>〈 防護 〉</b></div> <div data-bbox="1178 450 1886 568" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季風浪による侵食の傾向が見られる海岸については、離岸堤や潜堤（人工リーフ）等、海岸保全施設により対策を行う。</li> <li>・砂浜地形等の自然特性を踏まえ、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波等に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1178 592 1429 617" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"><b>〈 環境/景観・親水/利用 〉</b></div> <div data-bbox="1178 616 1886 710" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園や山陰海岸ジオパークに認定されており、貴重な地形や自然環境、動植物等の保全・回復に努める。</li> <li>・自然環境に配慮しつつ、海水浴場やキャンプ場等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。トウテイラン等の希少な海浜植物等の保全に努める。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1178 794 1346 818" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"><b>B-2:久美浜湾ゾーン</b></div> <div data-bbox="1178 823 1886 874" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;">白砂青松の小天橋を中心に美しい浜が点在する。また、久美浜湾内はカキの養殖が盛んであり、入り組んだ地形が織りなす美しい景観が形成されているゾーンである。</div> <div data-bbox="1178 888 1265 912" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"><b>〈 防護 〉</b></div> <div data-bbox="1178 911 1886 981" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的古くから施設整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良と気候変動を考慮した高潮・高波等に対する施設整備を一体的に進めつつ、必要に応じてソフト対策などと組み合わせながら、海岸保全対策を進める。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1178 1007 1429 1031" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"><b>〈 環境/景観・親水/利用 〉</b></div> <div data-bbox="1178 1029 1886 1077" style="background-color: #FFC0CB; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるような護岸整備を推進し、エリア全体の繋りの向上を図る。</li> </ul> </div>	

頁	変更後	頁	変更前	変更理由
59	<p><b>2 海岸保全施設の新設又は改良</b></p> <p><b>2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域</b></p> <p>それぞれのゾーン内において「各ゾーンの整備方針」を踏まえつつ、海岸保全施設の整備区域を設定する。</p> <p><b>2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</b></p> <p>海岸保全施設の新設又は改良の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図 (1) ～ (8) に示す。</p> <p>&lt; 施設の種類 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前章で設定した防護水準を確保するよう、護岸などの配置計画を示す。なお、実施にあたっては、気候変動予測の不確実性、経済性、地形条件、地元の意見などを踏まえ、必要に応じて段階的整備や面的防護などによる複合的な対策、ソフト対策も組み合わせるなど、多層的で柔軟な対策の検討を行う。</li> <li>○ 整備する海岸保全施設の種類は、堤防や護岸、砂浜、消波堤や消波工、離岸堤、突堤（ヘッドランド含む）、潜堤（人工リーフ）などとする（図 2-2-1）。</li> </ul> <p>&lt; 施設の規模 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表中の計画天端高は、各海岸の代表断面において、2100 年時点で 2℃上昇した場合を想定し、高潮・高波に対して必要となる高さや津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値に余裕高を加えて設定した。実施にあたっては、現地の地形条件や地元の意見などを踏まえ、各施設において対策案を検討し、整備内容を決定する。</li> </ul> <p>&lt; 施設の配置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現況汀線（海岸線）沿いの配置とするが、実施にあたっては詳細な検討を行う。</li> </ul> <p style="text-align: center;">59</p>	59	<p><b>2 海岸保全施設の新設又は改良</b></p> <p><b>2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域</b></p> <p>それぞれのゾーン内において「各ゾーンの整備方針」を踏まえつつ、海岸保全施設の整備区域を設定する。</p> <p><b>2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</b></p> <p>海岸保全施設の新設又は改良の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図 (1) ～ (8) に示す。</p> <p>&lt; 施設の種類 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前章で設定した防護水準を確保するよう、護岸等の配置計画を示す。なお、実施にあたっては、気候変動予測の不確実性、経済性、地形条件、地元の意見等を踏まえ、必要に応じて段階的整備や面的防護等による複合的な対策、ソフト対策も組み合わせる等、多層的で柔軟な対策の検討を行う。</li> <li>○ 整備する海岸保全施設の種類は、堤防や護岸、砂浜、消波堤や消波工、離岸堤、突堤（ヘッドランド含む）、潜堤（人工リーフ）等とする（図 2-2-1）。</li> </ul> <p>&lt; 施設の規模 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表中の計画天端高は、各海岸の代表断面において、2100 年時点で 2℃上昇した場合を想定し、高潮・高波に対して必要となる高さや津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値に余裕高を加えて設定した。実施にあたっては、現地の地形条件や地元の意見等を踏まえ、各施設において対策案を検討し、整備内容を決定する。</li> </ul> <p>&lt; 施設の配置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現況汀線（海岸線）沿いの配置とするが、実施にあたっては詳細な検討を行う。</li> </ul> <p style="text-align: center;">59</p>	

頁	変更後	頁	変更前	変更理由
60	 <p data-bbox="551 325 663 352">様々な施設</p> <p data-bbox="443 746 763 767">図 2-2-1 整備する海岸保全施設の種類</p> <p data-bbox="237 786 645 807">2-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況</p> <p data-bbox="277 817 949 900">海岸保全施設の整備によって、高潮・高波や津波、海岸侵食などから防護される受益地域および背後の土地利用状況などを基本計画図(1)～(8)に示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況を表 2-3-1 に示す。</p> <p data-bbox="562 1366 589 1386">60</p>	60	 <p data-bbox="1503 325 1615 352">様々な施設</p> <p data-bbox="1395 746 1715 767">図 2-2-1 整備する海岸保全施設の種類</p> <p data-bbox="1189 786 1597 807">2-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況</p> <p data-bbox="1229 817 1901 900">海岸保全施設の整備によって、高潮・高波や津波、海岸侵食等から防護される受益地域および背後の土地利用状況等を基本計画図(1)～(8)に示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況を表 2-3-1 に示す。</p> <p data-bbox="1514 1366 1541 1386">60</p>	

頁	変更後	頁	変更前	変更理由
61	<p><b>3 海岸保全施設の維持又は修繕</b></p> <p><b>3-1 海岸保全施設の存する区域</b></p> <p>海岸保全施設は、海岸およびその背後地の住民の生命や財産を高潮・高波や津波、海岸侵食などによる災害から防護しており、長期間供用される施設である。施設の老朽化により防護機能の低下が懸念されるため、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造を勘案して、適切な維持又は修繕を行う。</p> <p><b>3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</b></p> <p>維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表2-3-1に、施設の配置を基本計画図(1)～(8)に示す。</p> <p><b>3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</b></p> <p>海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化・変形などの把握に努め、護岸のひび割れや堤体のクラックや堤体の空洞化など構造物の異常が認められた時には、状況に応じて適切に対処し、防護機能の維持を図る。地震、津波、高潮などの発生後など、必要に応じて緊急点検を実施する。</p> <p>海岸保全施設を良好な状態に保つために、海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、定期的な巡視・点検や維持又は修繕を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 堤防（緩傾斜堤を含む）、護岸（緩傾斜護岸を含む）、胸壁等 施設前面の洗掘、沈下などの損傷や劣化を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施し、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。</li> <li>○ 突堤（ヘッドランド含む）、離岸堤、消波堤・消波工、潜堤（人工リーフ） 洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下などを定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。</li> <li>○ 砂浜 浜幅や砂浜の状況を定期的に点検し、変状の発生位置やその進行状況に応じて、サンドリサイクルなどの適切な対策を図る。港湾や河川事業から発生する土砂などを活用し、砂浜の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。</li> </ul> <p>海岸保全施設の維持又は修繕の方法を表2-3-1に示す。</p>	61	<p><b>3 海岸保全施設の維持又は修繕</b></p> <p><b>3-1 海岸保全施設の存する区域</b></p> <p>海岸保全施設は、海岸およびその背後地の住民の生命や財産を高潮・高波や津波、海岸侵食等による災害から防護しており、長期間供用される施設である。施設の老朽化により防護機能の低下が懸念されるため、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造を勘案して、適切な維持又は修繕を行う。</p> <p><b>3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</b></p> <p>維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表2-3-1に、施設の配置を基本計画図(1)～(8)に示す。</p> <p><b>3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</b></p> <p>海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化・変形等の把握に努め、護岸のひび割れや堤体のクラックや堤体の空洞化等構造物の異常が認められた時には、状況に応じて適切に対処し、防護機能の維持を図る。地震、津波、高潮等の発生後等、必要に応じて緊急点検を実施する。</p> <p>海岸保全施設を良好な状態に保つために、海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、定期的な巡視・点検や維持又は修繕を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 堤防（緩傾斜堤を含む）、護岸（緩傾斜護岸を含む）、胸壁等 施設前面の洗掘、沈下等の損傷や劣化を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施し、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。</li> <li>○ 突堤（ヘッドランド含む）、離岸堤、消波堤・消波工、潜堤（人工リーフ） 洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。</li> <li>○ 砂浜 浜幅や砂浜の状況を定期的に点検し、変状の発生位置やその進行状況に応じて、サンドリサイクル等の適切な対策を図る。港湾や河川事業から発生する土砂などを活用し、砂浜の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。</li> </ul> <p>海岸保全施設の維持又は修繕の方法を表2-3-1に示す。</p>	

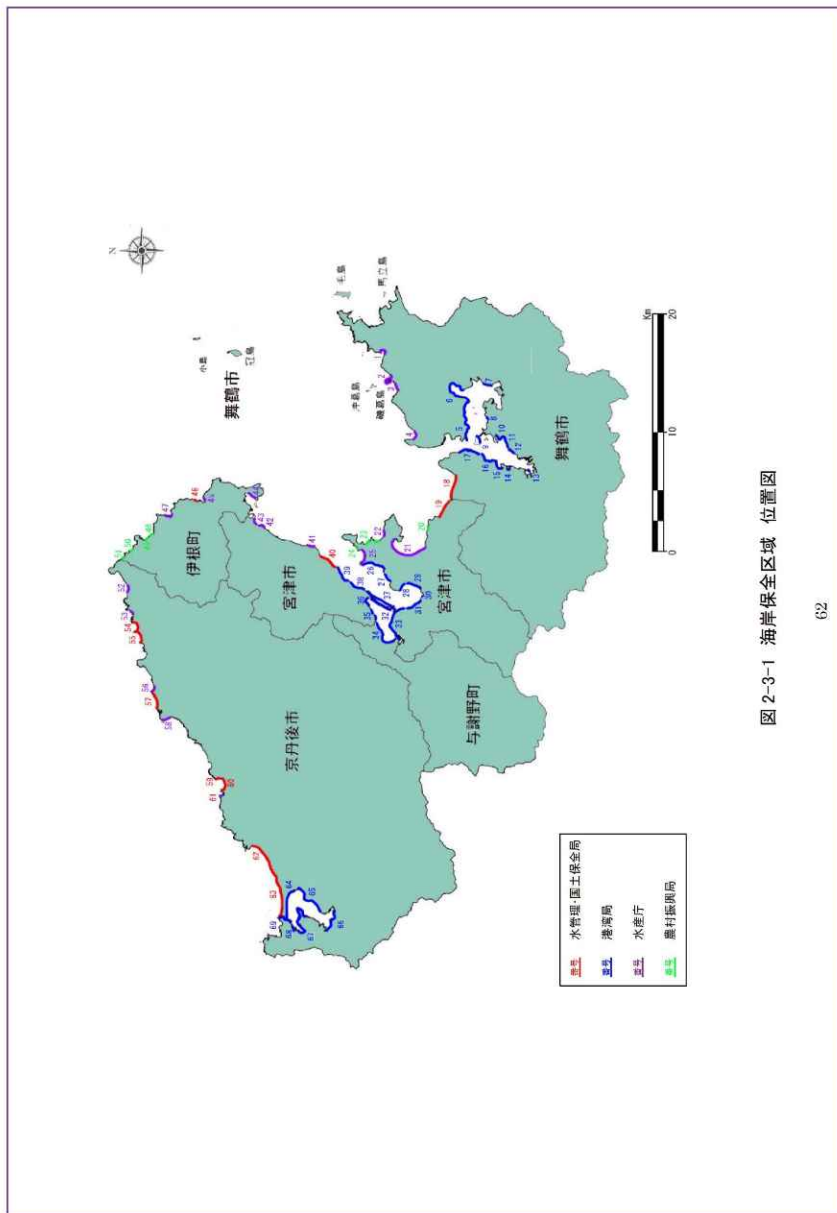


図 2-3-1 海岸保全区域 位置図

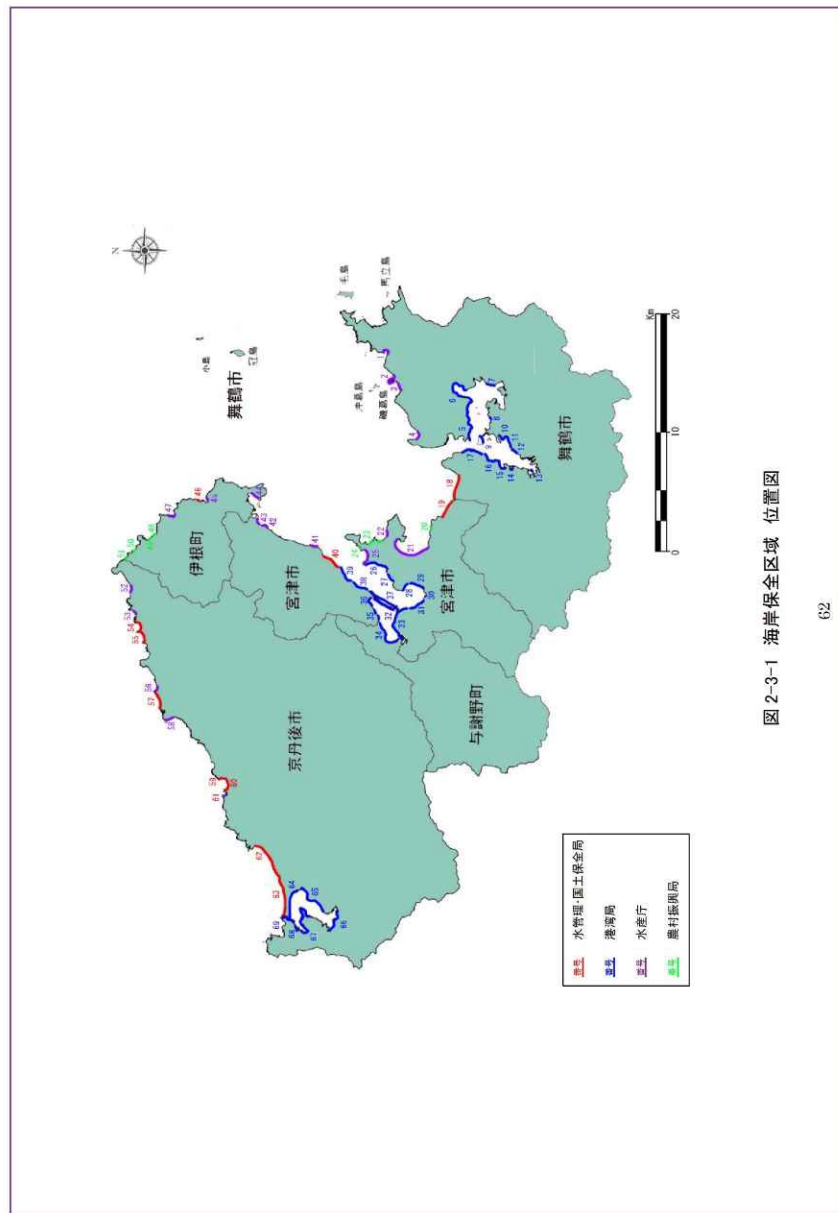


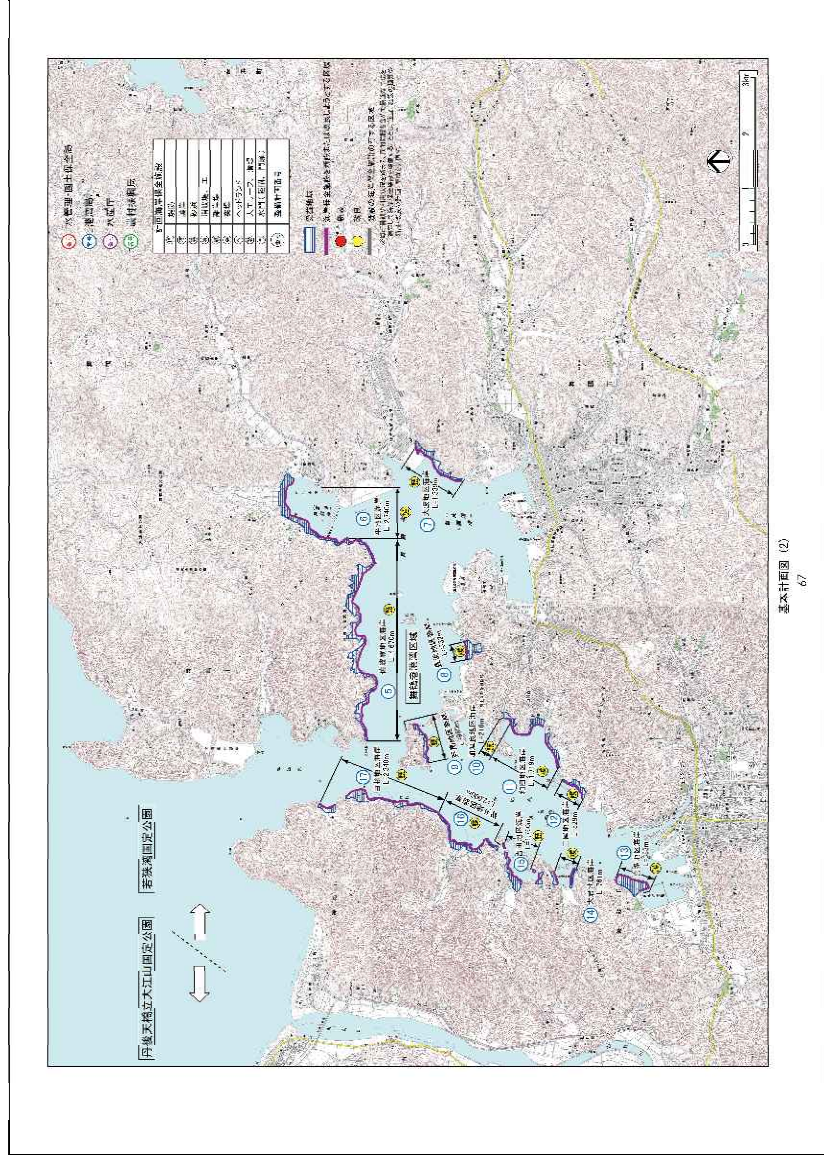
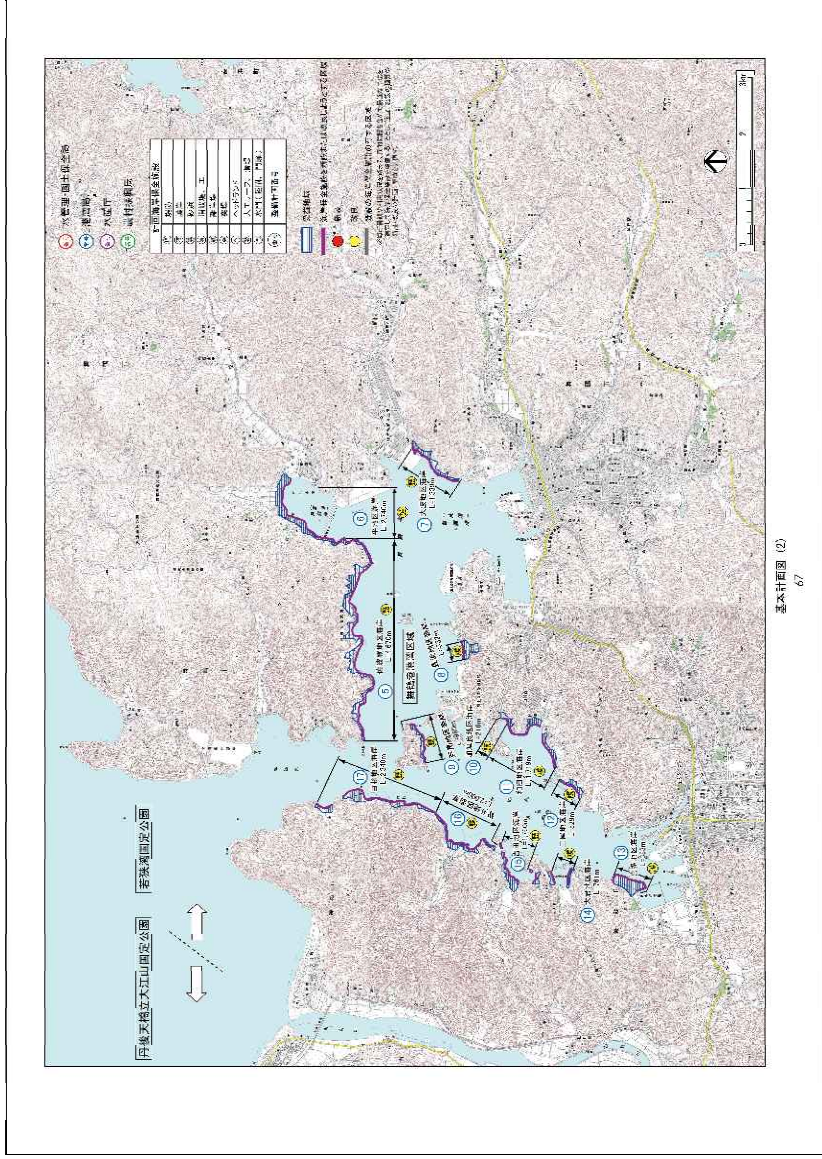
図 2-3-1 海岸保全区域 位置図

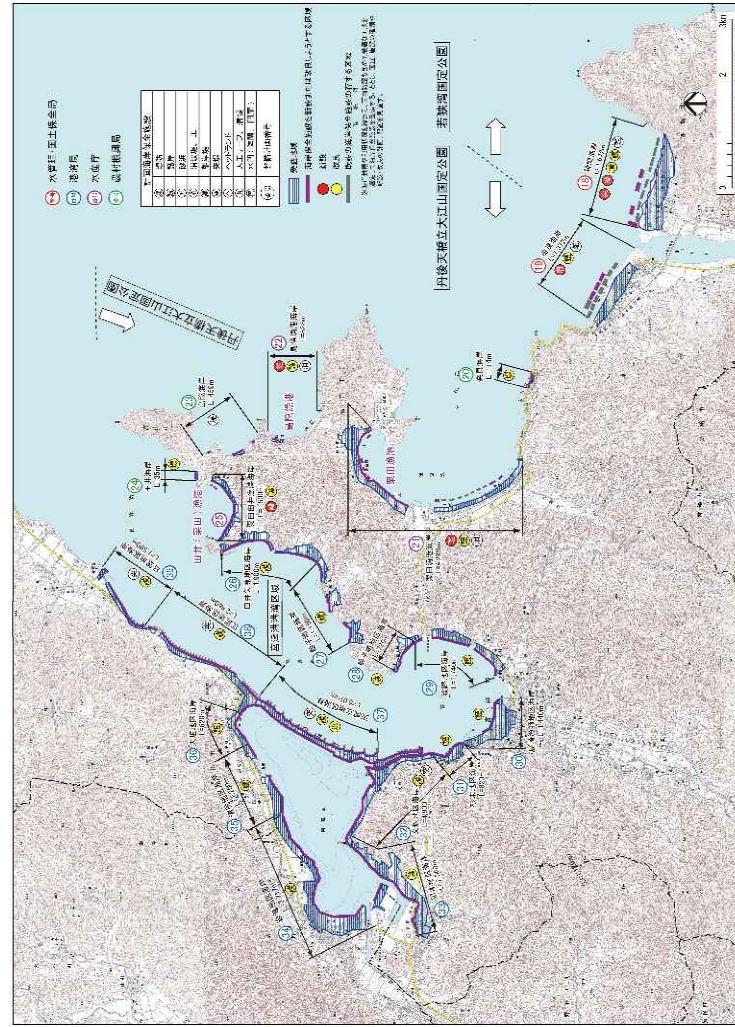
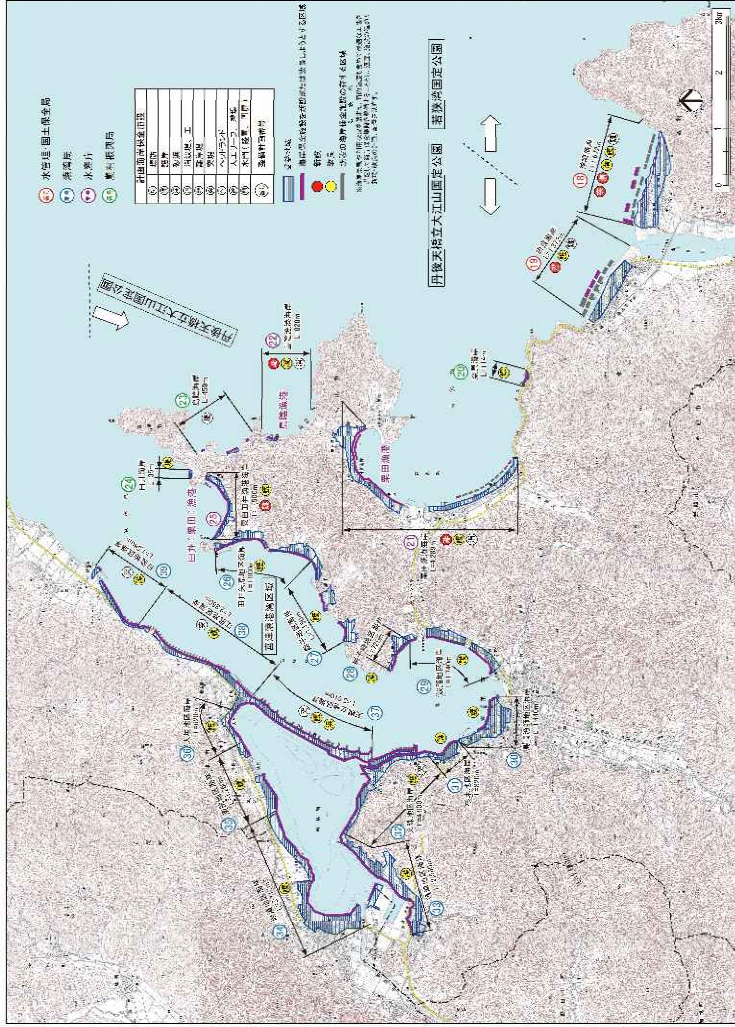








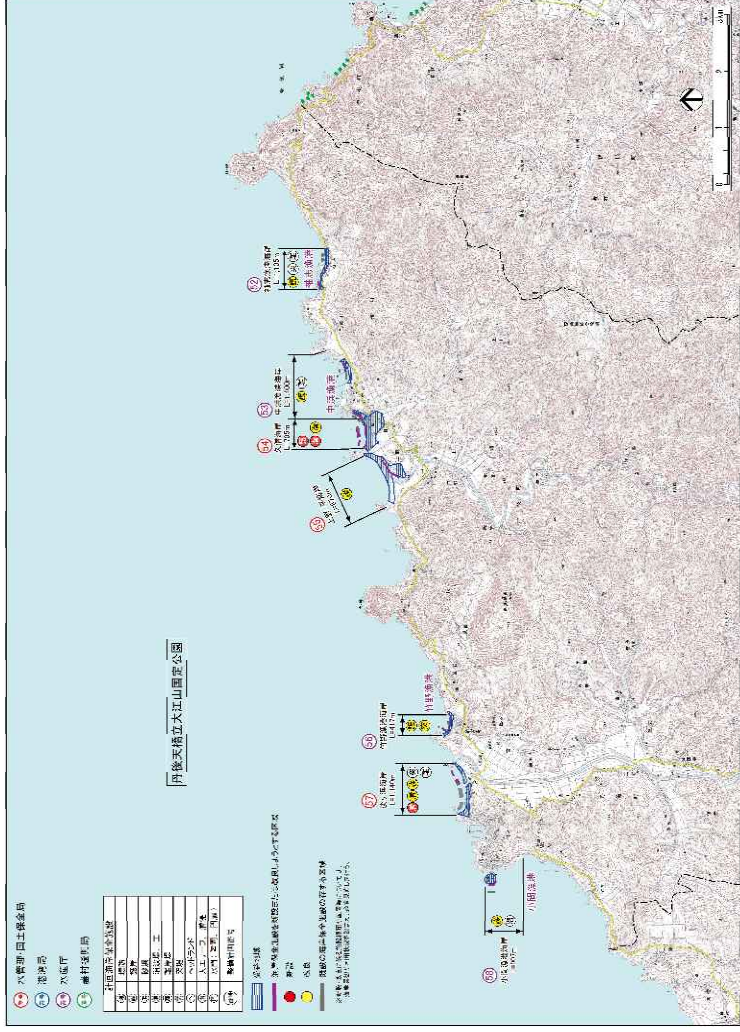


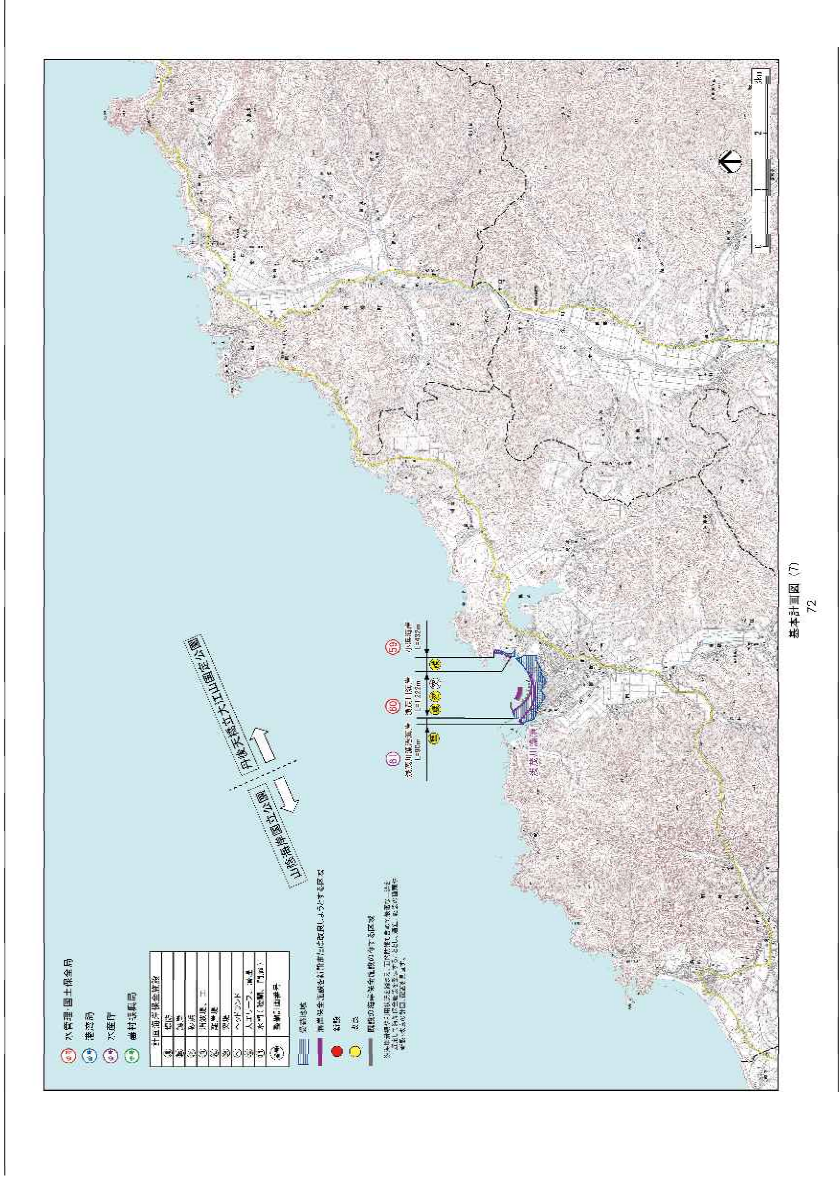
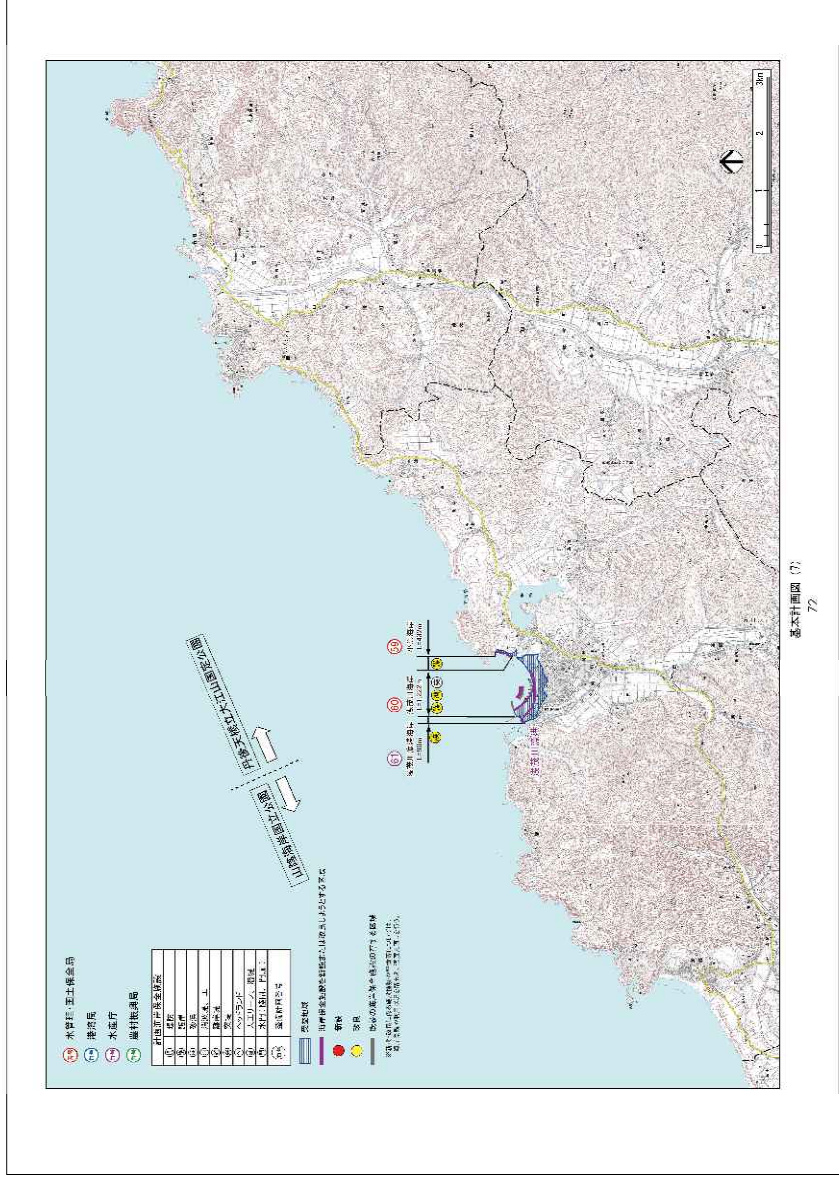


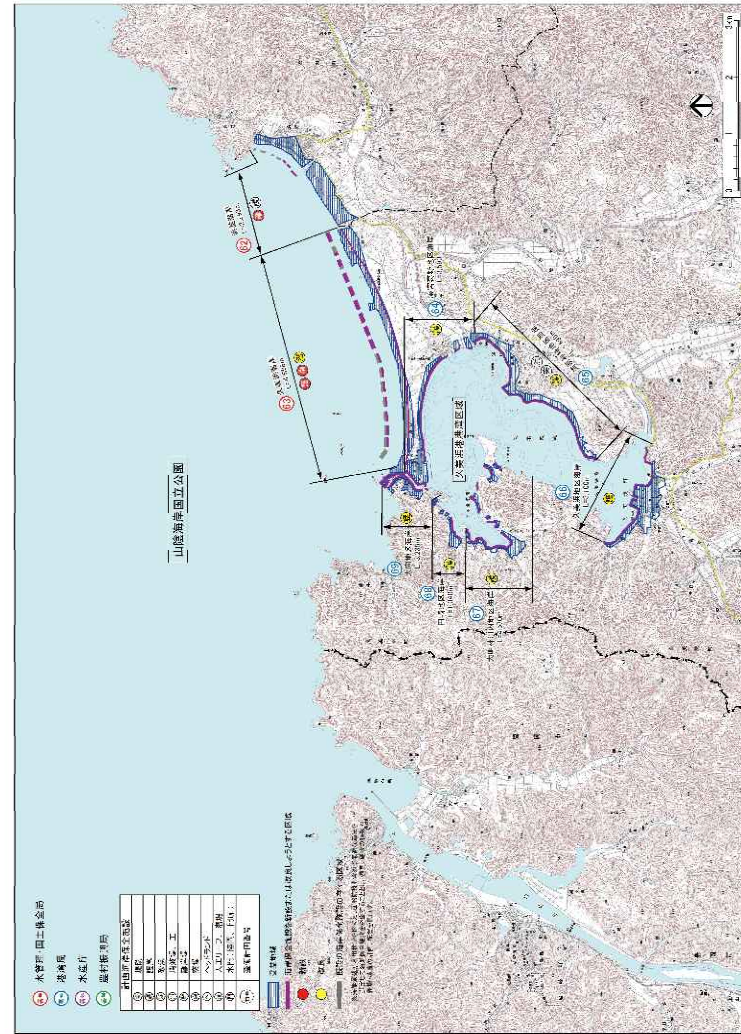
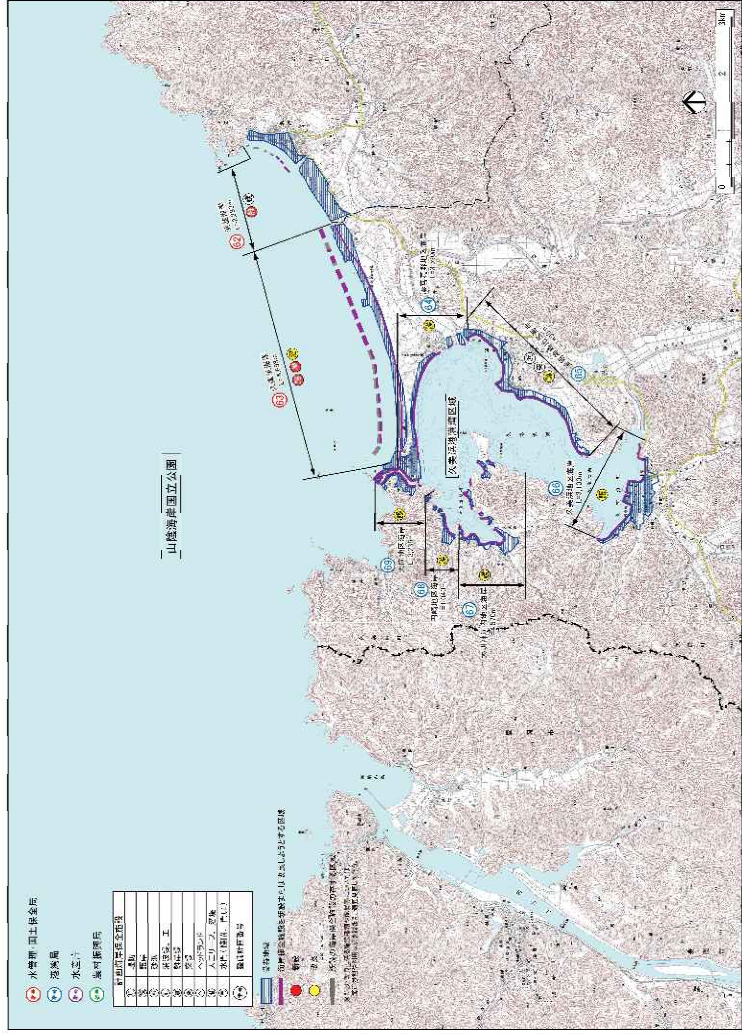
・パプコメでの指摘  
を踏まえ修正











第3章 留意すべき重要事項

1 関連計画との整合性の確保

地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、海岸保全施設の整備などを実施するに当たっては、関連・近隣の開発、保全、環境保全および京都府国土強靱化地域計画などの諸計画と常に調整、整合を図り、地域の総合的な保全、整備に貢献する（図3-1-1）。

また、京都府では、過去にナホトカ号重油流出事故（平成9年1月）を経験しており、京都府又は近隣の海域において油流出事故が発生した場合は、「京都府地域防災計画 事故対策計画編」により対応することとしている。



図3-1-1 屏風岩  
出典：京都府自然200選

2 関係機関との調整・連携

海岸保全基本計画を適切かつ効果的に遂行するため、海岸関係部署などで構成される連絡調整に関する会議により、海岸だけでなく海域、陸域も含めた広範囲な分野にわたる連携を図るとともに、連続した海岸線を保全するためには、隣接する沿岸の海岸管理者とも連携を図ることが必要である。

土砂管理については、土砂の適切な移動を妨げないような海岸保全施設の種類の配置に配慮するとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携するなど、関係機関の連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。特に、沿岸漂砂に対して、相互に影響を及ぼす可能性のある事業の実施に当たっては、事業者間などで密な調整・連携を図り、沿岸広域に有効な施設整備を推進する（図3-2-1）。

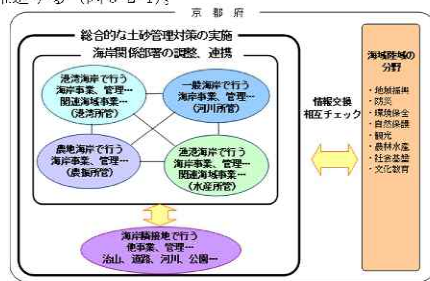


図3-2-1 調整・連携のイメージ

また、近年では不審船の漂着や不審者の上陸など、海岸での脅威が懸念されるため、海岸管理者と警察や海上保安庁などの関係機関、並びに地域住民との情報伝達などの連携を推進する。

第3章 留意すべき重要事項

1 関連計画との整合性の確保

地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、海岸保全施設の整備等を実施するに当たっては、関連・近隣の開発、保全、環境保全および京都府国土強靱化地域計画等の諸計画と常に調整、整合を図り、地域の総合的な保全、整備に貢献する（図3-1-1）。

また、京都府では、過去にナホトカ号重油流出事故（平成9年1月）を経験しており、京都府又は近隣の海域において油流出事故が発生した場合は、「京都府地域防災計画 事故対策計画編」により対応することとしている。



図3-1-1 屏風岩  
出典：京都府自然200選

2 関係機関との調整・連携

海岸保全基本計画を適切かつ効果的に遂行するため、海岸関係部署等で構成される連絡調整に関する会議により、海岸だけでなく海域、陸域も含めた広範囲な分野にわたる連携を図るとともに、連続した海岸線を保全するためには、隣接する沿岸の海岸管理者とも連携を図ることが必要である。

土砂管理については、土砂の適切な移動を妨げないような海岸保全施設の種類の配置に配慮するとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関の連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。特に、沿岸漂砂に対して、相互に影響を及ぼす可能性のある事業の実施に当たっては、事業者間等で密な調整・連携を図り、沿岸広域に有効な施設整備を推進する（図3-2-1）。

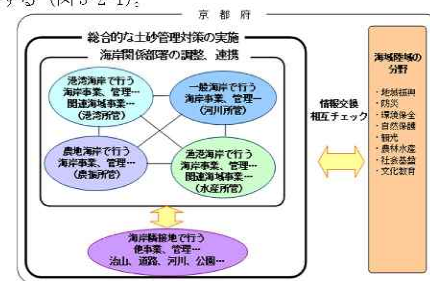


図3-2-1 調整・連携のイメージ

また、近年では不審船の漂着や不審者の上陸等、海岸での脅威が懸念されるため、海岸管理者と警察や海上保安庁等の関係機関、並びに地域住民との情報伝達等の連携を推進する。

頁	変更後	頁	変更前	変更理由
75	75	75	75	

3 地域住民の参画と情報公開

地域特性に柔軟に対応できるような計画を実効的かつ効率的に遂行するために、実施段階における計画の推進には、積極的に市町・地域住民の参画を得るものとする。

また、海岸管理者は、地域住民や海岸利用者などの主体的参画が図れるように、必要な海岸に関する情報提供を積極的に行う。地域住民などの参画や必要な海岸に関する情報提供を積極的に行うことにより、海岸に対する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民が海岸づくりに積極的に関わる環境を形成するものとする（図3-3-1）。



図3-3-1 住民の参画 イメージ

4 調査・研究の推進

質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、大学や研究機関などと連携を図り、効果的な防災・減災、広域的な海岸の侵食、維持修繕、生態系などの自然環境など、整備に関する調査研究や、新工法などの新たな技術に関する研究開発などを推進する。

また、民間を含めた幅広い分野との情報の共有を図りつつ、互いの技術の連携を推進するとともに、技術交流などを図り、広くそれらの成果を活用し普及を図る。

3 地域住民の参画と情報公開

地域特性に柔軟に対応できるような計画を実効的かつ効率的に遂行するために、実施段階における計画の推進には、積極的に市町・地域住民の参画を得るものとする。

また、海岸管理者は、地域住民や海岸利用者等の主体的参画が図れるように、必要な海岸に関する情報提供を積極的に行う。地域住民等の参画や必要な海岸に関する情報提供を積極的に行うことにより、海岸に対する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民が海岸づくりに積極的に関わる環境を形成するものとする（図3-3-1）。



図3-3-1 住民の参画 イメージ

4 調査・研究の推進

質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、大学や研究機関などと連携を図り、効果的な防災・減災、広域的な海岸の侵食、維持修繕、生態系等の自然環境等、整備に関する調査研究や、新工法等の新たな技術に関する研究開発などを推進する。

また、民間を含めた幅広い分野との情報の共有を図りつつ、互いの技術の連携を推進するとともに、技術交流などを図り、広くそれらの成果を活用し普及を図る。

頁	変更後	頁	変更前	変更理由
76	<p><b>5 海岸協力団体の指定に向けた取組</b></p> <p>丹後沿岸では、希少な動植物の保護や様々な海岸利用の促進など、多種多様な維持管理などが求められている。そのため、地域住民やボランティアなどの協力が必要となっており、海岸の美化や動植物の保護、海岸の維持などを適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定に向けた取組みを推進する。</p> <p><b>6 計画の見直し</b></p> <p>(1) 柔軟な管理区域、管理者の見直しと変更</p> <p>海岸保全区域については、防護すべき地域の土地利用や海岸の利用状況などに応じて、適正な所管を定めて、的確な海岸管理を行うこととしているが、それらの状況変化などが生じた場合は、迅速かつ柔軟に海岸関係部署間で十分調整を図った上で、海岸保全区域の見直しや所管区分の変更などを行う。</p> <p>(2) 基本計画の見直しと変更</p> <p>気候変動の予測には不確実性が伴うことから、気象・海象や環境の変化に関するモニタリングを実施するとともに、気候変動の予測に関する最新の研究成果などを踏まえ、必要に応じて防護水準を適宜見直すこととする。</p> <p>海岸の地形や地域の状況、整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化などの社会経済状況の変化などに対応し、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容を点検し、必要に応じて計画の柔軟な見直し、変更を行うこととする。</p> <p style="text-align: center;">76</p>	76	<p><b>5 海岸協力団体の指定に向けた取組</b></p> <p>丹後沿岸では、希少な動植物の保護や様々な海岸利用の促進等、多種多様な維持管理等が求められている。そのため、地域住民やボランティア等の協力が必要となっており、海岸の美化や動植物の保護、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定に向けた取組を推進する。</p> <p><b>6 計画の見直し</b></p> <p>(1) 柔軟な管理区域、管理者の見直しと変更</p> <p>海岸保全区域については、防護すべき地域の土地利用や海岸の利用状況等に応じて、適正な所管を定めて、的確な海岸管理を行うこととしているが、それらの状況変化等が生じた場合は、迅速かつ柔軟に海岸関係部署間で十分調整を図った上で、海岸保全区域の見直しや所管区分の変更等を行う。</p> <p>(2) 基本計画の見直しと変更</p> <p>気候変動の予測には不確実性が伴うことから、気象・海象や環境の変化に関するモニタリングを実施するとともに、気候変動の予測に関する最新の研究成果等を踏まえ、必要に応じて防護水準を適宜見直すこととする。</p> <p>海岸の地形や地域の状況、整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の社会経済状況の変化等に対応し、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容を点検し、必要に応じて計画の柔軟な見直し、変更を行うこととする。</p> <p style="text-align: center;">76</p>	